

自家用車活用事業に係る 雇用と業務委託の比較について

2024年5月21日

稼働時間に係る雇用と業務委託の比較

	雇用		業務委託
	週20時間未満の雇用 (多くのタクシー協会が規定)	週20時間以上の雇用	
社会保険	<p>【タクシー会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 週20時間までに配慮した採用、シフト作成が必要。例えば週あたりの運行可能時間が30時間の京浜地域では、15時間ずつ2人のドライバーを雇用することになり、採用コストが上がる。 ● 他の業務と合算した労働時間が40時間以上になった場合、割増賃金支払いの対応が必要になる。 <p>【ドライバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一定時間以上シフトに入ることが求められる場合がある。 ● 稼働時間が週20時間に制限され、他の業務との兼ね合いで余裕がある時も、それ以上の稼働はできない。 	<p>【ドライバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 時給保証や社会保険の見返りとして、一定時間の勤務や売り上げを期待されるため、時間や配車リクエスト受諾の自由はない。 ● 他の業務と合算した労働時間が40時間以上になった場合、割増賃金支払いの対応が必要になる。 	<p>【タクシー会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シフトを組む場合でも、週20時間の上限を気にせず、稼働したい人で組むことができる。 ● 稼働を強制することはできないため、許可台数以上のドライバー雇用が必要。 ● 割増賃金の計算は不要。 <p>【ドライバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他の業務の都合も鑑み、稼働時間を柔軟に決めることができる。

社会保険の適用及び税務に係る雇用と業務委託の比較

	雇用		業務委託
	週20時間未満の雇用 (多くのタクシー協会が規定)	週20時間以上の雇用	
社会保険	適用されない。	適用される。	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保険は適用されない。 ● 個人事業主（他の業務も請負委託）の場合、国民健康保険・国民年金の適用であることが明確で、複数の社会保険手続きが不要。
税務	<p>【タクシー会社】</p> <p>ドライバーに支払う報酬（給与）は、法人税の経費には計上できるが、消費税の仕入税額控除については対象外となる。</p> <p>【ドライバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与所得控除額があるのみで、燃料等の必要経費は計上不可。経費手当が払われる場合も、その手当は課税対象。 ● 源泉徴収の対象となる可能性がある。 	<p>【タクシー会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドライバーに支払う報酬は、法人税の経費に計上できる。 ● インボイス登録したドライバーに対して支払う報酬は、消費税の仕入税額控除の対象となる。 <p>【ドライバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 確定申告を行うことで、燃料代等の必要経費の計上が可能。結果手取りが増える可能性がある。 	

タクシー会社の収支及び運転手の報酬に係る雇用と業務委託の比較

	雇用		業務委託
	週20時間未満の雇用 (多くのタクシー協会が規定)	週20時間以上の雇用	
収支・報酬	<p>【タクシー会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 時給の最低保証や（20時間以上の場合）社会保険の適用を織り込んだコスト計算が必要になる。 <p>【ドライバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● タクシー会社の収支バランスが悪いため、初期の採用がひと段落すると時給は徐々に下がる可能性が高い。 		<p>【タクシー会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドライバーの売上に応じて報酬を支払えば良いため、コスト計算が簡易で、売上の良いドライバーへの還元なども実施しやすい。 <p>【ドライバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務に慣れるまでの数ヶ月は、一定の報酬を保証することが考えられる。 ● 稼働時間の上限がなく歩合給のため、慣れれば自身の裁量で報酬を伸ばすことができる。